

農地の保全及び有効利用に関する
行政評価・監視

結 果 報 告 書

平成 25 年 4 月

総務省行政評価局

(4) 違反転用に対する処分等の適正な実施

勸告	説明図表番号						
<p>ア 違反転用の発生状況及び違反転用に対して講じた措置の状況</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(違反転用に対する処分等の実施)</p> <p>農業委員会は、「農地法に係る事務処理要領」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下項目1(4)において「事務処理要領」という。)において、転用許可を得ずに無断で転用されたものや許可時に付した条件に違反しているもの(違反転用事案)を知ったときは、速やかにその事情を調査し、遅滞なく都道府県知事に報告書を提出することとされている。</p> <p>都道府県知事(注)は、違反転用事案を知り、又は農業委員会から報告書の提出があったときは、違反転用者に対し、期限を定めて農地への原状回復を行うよう指導を行い、その指導に応じない場合には、書面により勧告を行うものとし、さらに、勧告に従わずに、「土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるとき」(農地法第51条第1項)は、その必要の限度において、転用許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復等の措置を講ずべきことを命ずることができるとされている。</p> <p>(注) 違反転用事案が地方農政局長が行った許可の条件に違反するものである場合のみ、処分に係る権限は地方農政局長に属する(農地法施行令第39条)。この場合、事務処理要領では、都道府県知事は、農業委員会からの報告書に、当該違反転用事案の処理に係る意見を付して地方農政局長に報告することとされている。</p> <p>「特に必要があると認めるとき」の解釈に関しては、事務処理要領において、「当該違反転用事案に係る土地の周辺における土地の利用の状況、その土地の現況、違反転用により農地等以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地等以外のものになった後の転得者が偽りその他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮して、処分又は命ずべき措置の内容を決定」することとされている。また、「当該違反転用事案に係る土地が農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の土地であるときは、特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うことが適当と考えられる」とされている。</p> <p>農林水産省は、都道府県及び農業委員会に対し、事務処理要領において、これら違反転用事案の処理経過を明確にし、事後の指導の便に資するため、事案ごとの関係資料を合綴した違反転用事案処理簿を作成・保管することを求めている。</p> <p>(注) 全国における違反転用件数は、表1のとおり、平成17年から20年にかけて8,000件前後で推移している。</p> <p>表1 違反転用件数・面積の推移(全国) (単位:件、ha)</p> <table border="1" data-bbox="274 2020 986 2060"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>件数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	年	件数	面積				<p>表1-(4)-① 表1-(4)-②</p>
年	件数	面積					

平成 17	8,164	614
18	8,633	644
19	7,205	537
20	8,197	566

(注) 農林水産省の公表資料による。なお、平成 21 年以降の件数及び面積は公表されていない。

【調査結果】

(7) 違反転用の発生状況及び処分等の実施状況

調査した 7 地方農政局等及び 17 道府県等における違反転用の発生状況をみると、平成 22 年において計 1,900 件の違反転用事案(注 1)がみられた。これらのうち、農地区分を把握できた 1,084 件(注 2)について、農地区分別の状況並びに処分及び勧告の実施状況をみると、次のような状況がみられた。

表 1-(4)-③

表 1-(4)-④

- (注) 1 平成 22 年に新たに発生したもののほか、違反状態が前年から継続しているものを含む。
2 1,084 件の内訳は、1 地方農政局における 2 件及び 13 道県等における計 1,082 件となっている。

- ① 農地区分別の違反転用事案の発生状況をみると、表 2 のとおり、転用が原則不許可とされている農用地区域内農地、甲種農地及び第 1 種農地の違反転用事案の件数は 504 件で、上記 1,084 件の約半数(46.5%)を占めており、これらは、第 2 種農地及び第 3 種農地に比べて、違反状態が前年から継続しているものの割合が高くなっている。ちなみに、これら 504 件のうち、平成 22 年中に違反状態が解消されたものも 132 件(26.2%)みられる。
- ② 上記 1,084 件に対する処分及び勧告の実施状況をみると、処分(原状回復命令)が 2 件、勧告が 5 件それぞれ実施されている。ちなみに、平成 18 年から 22 年までの 5 か年では、処分(原状回復命令)14 件及び勧告 28 件の実施となっている。

(注) 第 2 種農地や第 3 種農地における違反転用事案の大部分は、許可を受けずに転用されたものであっても許可要件を満たしていれば事後的に許可を行ういわゆる「追認許可」が行われている。

表 2 農地区分別の違反転用事案の発生状況及び措置状況(平成 22 年)

(単位：件、%)

区 分	違反転用件数 ① (=②+③)	①のうち 新規発生件数 ②		①のうち違反が 前年から継続して いるもの ③		①のうち 22 年中 に違反が解消された もの ④	
農用地区域 内農地	432	82	(19.0)	350	(81.0)	85	(19.7)
甲種農地	11	2	(18.2)	9	(81.8)	0	(-)
第 1 種農地	61	48	(78.7)	13	(21.3)	47	(77.0)
小 計	504	132	(26.2)	372	(73.8)	132	(26.2)
第 2 種農地	373	344	(92.2)	29	(7.8)	301	(80.7)
第 3 種農地	207	194	(93.7)	13	(6.3)	166	(80.2)
計	1,084	670	(61.8)	414	(38.2)	599	(55.3)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 () 内は、①に占める②、③又は④の割合を示す。

(4) 個々の違反転用事案に対する処分等の実施状況

① 地方農政局及び道府県等における違反転用事案への対応状況

違反転用事案に対して、違反状態の是正のための適切な措置が講じられているかを把握するため、調査対象機関における違反転用事案のうち、当省の調査時点（平成 23 年 10 月 1 日）において違反状態が継続している事案 89 件（調査対象機関において該当事案が多数ある場合、1 調査対象機関当たりの事案数が 20 件を超えないよう、違反転用の発見日が古いものから順に抽出）を対象として、違反状態の継続期間や調査対象機関による処分等の実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

表 1-(4)-⑤

（違反状態の継続期間並びに処分及び勧告の実施状況）

上記 89 件のうち違反転用の発見日を特定できた 60 件（地方農政局 3 件、道府県等 57 件）について、違反転用の発見日から当省の調査時点（平成 23 年 10 月 1 日）までの経過日数をみると、調査対象機関において違反転用を是正するための措置を講じ違反状態の解消に努め、一定の成果を上げているものの、表 3 のとおり、違反状態が長期にわたっているものもみられる。

表 3 調査対象とした違反転用事案における違反状態の継続期間の状況

違反状態の継続期間	1 年以下	1 年超 2 年以下	2 年超 3 年以下	3 年超 4 年以下	4 年超 5 年以下	5 年超 6 年以下	6 年超 7 年以下
調査対象事案（件）	0 (0)	10 (5)	7 (1)	6 (2)	8 (2)	11 (5)	2 (0)

違反状態の継続期間	7 年超 8 年以下	8 年超 9 年以下	9 年超 10 年以下	10 年超 20 年以下	20 年超	計
調査対象事案（件）	0 (0)	0 (0)	6 (2)	8 (3)	2 (1)	60 (21)

- （注）1 当省の調査結果による。
 2 （ ）内は、違反転用者が調査対象機関による指導等に従っていないにもかかわらず処分又は勧告が一度も実施されていない違反転用事案であって、違反転用の発見日を特定できたものである。

また、上記 89 件のうち、違反転用者が調査対象機関による指導等（現地調査、事情聴取、口頭指導、文書指導又は是正計画書提出依頼）に従っていないにもかかわらず処分又は勧告が一度も実施されていないものが 39 件（43.8%）みられた。これらのうち違反転用の発見日を特定できた 21 件について経過日数をみると、表 3 のとおりとなっている。

調査した道府県等では、これらの事案に対し処分や勧告を実施しない理由について、「勧告や口頭指導は実施したものの、その後、i) 優良農地における違反行為であるかどうか、ii) 周辺の農地に悪影響を与えているかどうか、iii) 違反行為が悪質で、緊急に是正措置を講じる必要があるかどうかを総合的に判断した結果である」、「農地法第 51 条に基づく処分は機械的に行うものではなく、その前に口頭指導や文書指導を行い、無断転用の是正を求めている。しかし、特に周辺農地に対して、直ちに支障を及ぼすような状態であれば、原状回復命令を発することとなる」等としている。

（指導等の実施状況）

一方、処分や勧告を実施する前に行う指導等の実施状況をみると、上記 39

表 1-(4)-⑥

件のうち、指導等の実施時期が把握できた 28 件では、違反転用者に対し直近に指導等を実施した日から当省の調査時点（平成 23 年 10 月 1 日）まで 1 年を超えているものが約 7 割（67.9%（19 件））を占めている。

（注） 期間の算出に当たり、指導等の実施時期が月単位までしか判明していないものについては、誤差を最小とする観点から、当該月の 15 日付けとして推計した。同様に、年単位までしか判明していないものについては、当該年の 7 月 1 日付けとして推計した。また、以下の期間算出に当たっても同様に行った。

なお、上記の 19 件の中には、「特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うことが適当」とされている農用地区域内農地の違反転用事案が 12 件（63.2%）含まれている。

また、調査した違反転用事案の中には、勧告を実施し、違反転用者が当該勧告に従っていないにもかかわらず、処分を実施していないものも 9 件みられた。これら 9 件については、勧告実施後も違反状態が解消されることなく長期間継続しており、またその間に違反転用者の倒産・所在不明等が生じ、違反状態の解消がますます困難となるおそれもあることから、調査対象機関において違反転用者が勧告に従わない原因・理由の把握・分析及び処分を行うかどうかの判断を適時に行うべきである。

違反転用は早期に是正されることが優良農地を保全する観点から適当であることに加え、農地法に従い適法に転用許可申請を行った者との関係からも望ましい。このため、関係機関においては、特に、農用地区域内農地など原則転用が不許可とされている優良農地の違反転用事案であって、関係機関による勧告や複数回にわたる指導にも応じないなど、違反転用者には是正する意思がないことが明確である場合等については、事務処理要領に定められた手続に従って処分を実施していく必要があると考えられる。ちなみに、今回調査対象とした違反転用事案 89 件の中には、i) 農用地区域内農地の違反転用事案であって、ii) 違反状態が 3 年以上継続しており、iii) 関係機関において勧告や複数回の文書指導を行っているものの処分が実施されていないものが 12 件みられた。

② 農業委員会における違反転用事案への対応状況

調査対象農業委員会における違反転用事案のうち、当省の調査時点（平成 23 年 10 月 1 日）において違反状態が継続している事案 94 件（調査対象農業委員会において該当事案が多数ある場合、1 農業委員会当たりの事案数が 10 件を超えないよう、違反転用の発見日が古いものから順に抽出）を対象として、違反状態の継続期間や調査対象農業委員会による指導、管轄道府県への報告等の実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

（違反状態の継続期間及び管轄道府県への報告等の実施状況）

上記 94 件のうち違反転用の発見日を特定できた 54 件について、違反転用の発見日から当省の調査時点（平成 23 年 10 月 1 日）までの経過日数をみると、調査対象農業委員会において違反転用を是正するための措置を講じ違反状態

表 1-(4)-⑦

の解消に努め、一定の成果を上げているものの、表4のとおり、違反状態が長期にわたっているものもみられる。

表4 調査対象とした違反転用事案における違反状態の継続期間の状況

違反状態の継続期間	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超 6年以下	6年超 7年以下
調査対象事案(件)	6	4	1	2	4	1	1

違反状態の継続期間	7年超 8年以下	8年超 9年以下	9年超 10年以下	10年超 20年以下	20年超	計
調査対象事案(件)	1	0	5	23	6	54

(注) 当省の調査結果による。

また、農業委員会は、事務処理要領において、違反転用事案を知ったときは、速やかにその事情を調査し、遅滞なく都道府県知事に報告書を提出することとされている。しかし、上記94件のうち、当省の調査時点(平成23年10月1日)において違反状態が継続しており、かつ違反転用者が調査対象農業委員会による指導等に従っていないなど是正のめどが立っていないにもかかわらず当該農業委員会が管轄道府県への報告を行っていないものが26件(27.7%)みられた。

把握した違反転用事案を管轄道府県へ報告するかどうかの基準について、調査した農業委員会では、事務処理要領において、発見後速やかにその事情を調査し、遅滞なく報告することとされているにもかかわらず、約7割(24委員会中17委員会)が、「違反の発見後、まずは農業委員会が単独で指導を行う。当該指導によって是正が可能と判断されるものについては報告せず、是正が困難と考えられるもののみ報告する」としており、当該報告の実施時期は統一的・具体的に定められておらず、農業委員会ごと、事案ごとに区々となっている。

そこで、上記26件のうち違反転用の発見日を特定できた8件について、違反転用の発見日から当省の調査時点(平成23年10月1日)までの期間をみると、全ての事案が1年以上を経過している。なお、当該8件中5件(62.5%)は、農用地区域内農地の違反転用事案である。

また、調査した農業委員会による指導等の実施状況をみると、これら26件のうち指導等の実施時期が把握できた18件では、違反転用者に対し直近に指導等を実施した日から当省の調査時点(平成23年10月1日)まで1年を超えているものが約7割(72.2%(13件))を占めている。

(注) なお、上記の13件の中には、農用地区域内農地の違反転用事案が9件(69.2%)含まれている。

(管轄道府県への報告までに要した期間)

一方、管轄道府県への報告が行われた60件のうち違反転用の発見日及び管轄道府県への報告日を特定できた50件について、違反転用の発見日から管轄道府県への報告までに要した期間を調査したところ、3か月(90日)を超えている事案が約6割(56.0%(28件))を占めているなど迅速に当該報告が行われているとはいえない状況がみられた。

表1-(4)-⑧

表1-(4)-⑨

表1-(4)-⑩

③ 違反転用事案の内容や指導経過等に係る資料の作成・保管状況

違反転用事案に対し継続的な指導等を行っていく上で、調査した道府県及び農業委員会の双方において、違反転用事案に係る資料が適切に作成・保管されることが重要である。上記①及び②において調査対象とした事案のうち、当省の調査時点（平成23年10月1日）まで違反状態が継続している183件では、事務処理要領で定められている違反転用事案処理簿を作成していないこと、関係資料を廃棄してしまったこと等から、i) 違反転用の発見時期、ii) 文書指導の実施時期、iii) 農業委員会から管轄道府県への報告時期の全部又は一部が不明となっているものが49件（26.8%）あり、うち3件については、違反転用事案を把握したことが確認できるのみで関係資料は全く残されておらず、違反転用発見後の指導の有無・内容等についても一切不明となっている。

このように違反転用事案に係る資料が適切に作成・保管されていないため、中には、i) 過去に農業委員会から違反転用事案の報告を受けたにもかかわらず、関係資料を作成しなかったため違反状態が継続している事実について未把握であったもの、ii) 平成14年に農地パトロールによって把握した違反転用事案143件について、発見時に口頭指導を行ったが土地所有者に違反を是正する意思がなかったため、15年以降も指導を実施してきているものの、当該指導等の記録の所在が不明となっているものもみられた。

表1-(4)-⑪

表1-(4)-⑫

表1-(4)-⑬

イ 転用事業の進捗状況の把握・管理及び許可条件違反への対応状況

【制度の概要】

農地転用を許可するに当たっては、事務処理要領において、原則として、「①申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。②許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を報告すること。③（一時転用の場合）申請書に記載された工事の完了の日までに農地に復元すること。」という条件を付すこととされている。これらの条件に違反した場合（許可条件違反）、許可権者は、農地法第51条第1項の規定に基づき、転用事業者に対し、許可の取消し等の処分を行うことができる。

許可権者が処分の実施を検討する基準について、事務処理要領では、許可権者は、転用許可後、①事業計画に定められた転用事業の着手時期から3か月以上経過してもなお転用事業に着手していない場合、②事業計画に定められた完了時期から3か月以上経過してもなお転用事業が完了していない場合等には、転用事業者に対し、速やかに事業計画どおり事業を行うべき旨を文書により指導し、その指導に従わない場合には、事業計画どおり事業を行うべき旨及び行わない場合には許可を取り消すことがある旨を勧告することとされている。その一方、事業計画の変更を行えば、当初の転用目的を実現する見込みがあると認められるものについては、勧告に代えて事業計画の変更の手續を執らせるよう転用事業者を指導することとされている。

また、事務処理要領では、許可権者に対し、①転用事業者からの転用事業の進捗状況の報告が遅滞している場合は文書により督促をすること、②督促後も転用事業

表1-(4)-⑭

の進捗状況を記載した書面等を提出しない場合は転用事業者から事情を聴取し、必要に応じて現地調査を行うこと等により転用事業の進捗状況の把握に努めること、③把握した転用事業の進捗状況等については「進捗状況管理表」を作成し管理することを求めている。

【調査結果】

(7) 転用事業の進捗状況の把握の有無等

調査した7地方農政局等及び13道府県等における転用事業の進捗状況の把握の有無及び進捗状況管理表の作成状況等についてみると、①転用事業の進捗状況の把握は農業委員会の役割であるとして、転用事業者からの転用事業の進捗状況の報告を受けていないほか、進捗状況管理表も作成していないなど管内転用事業の進捗状況について全く把握していないもの（2機関）、②事業進捗状況報告書や一時転用期間終了後の農地復元届の未提出者に対する督促を適切に行っていないため転用事業の進捗状況の把握が不十分であるもの（1機関）がみられた。

表1-(4)-⑮

表1-(4)-⑯

(4) 転用事業が進捗していない事案に対する指導等の実施状況

(転用事業が進捗していない事案の発生状況)

調査した地方農政局等及び道府県等が把握している範囲内で、当省の調査時点（平成23年10月1日）で転用事業の完了報告が提出されていない事案のうち、①事業計画に定められた転用事業の着手予定日から3か月以上経過しても転用事業に着手していないもの（以下項目1(4)において「未着手事案」という。）、②事業計画に定められた転用事業の完了予定日から3か月以上経過しても転用事業が完了していないもの（以下項目1(4)において「遅延事案」という。）、③一時転用期間が終了しているにもかかわらず原状回復が行われていないもの（以下項目1(4)において「原状回復未了事案」という。）の数を調査したところ、表5のとおり、計625件（未着手事案257件、遅延事案352件、原状回復未了事案16件）みられた。

表1-(4)-⑰

表5 転用事業が進捗していない事案の発生状況 (単位：件)

類型	地方農政局等	道府県等	計
①未着手事案	50	207	257
②遅延事案	143	209	352
③原状回復未了事案	1	15	16
計	194	431	625

(注) 当省の調査結果による。

(転用事業が進捗していない事案に対する指導等の実施状況)

これら625件のうち、未着手事案68件、遅延事案93件、原状回復未了事案16件の計177件を抽出し(注1)、地方農政局等及び道府県等による指導等の実施状況を調査したところ、表6のとおり、口頭指導の継続実施等が行われているものの事務処理要領で定められた文書指導や事業計画変更の措置が講じられていないものが98件(55.4%)(注2)みられ、また勧告及び許可取消処分が実施された実績は皆無となっている。

- (注) 1 未着手事案及び遅延事案については、調査した地方農政局等及び道府県等において、各類型の該当事案数が多数ある場合、原則として許可年月日が古いものから順に5件を抽出した。
- 2 これらの事案について、農林水産省は、口頭指導の継続実施、事業進捗状況報告書提出の督促、電話による近況確認等の取組は行われているとしている。

表6 抽出事案に対する指導等の実施状況 (単位：件、%)

類 型	口頭指導、 近況確認等	事務処理要領で定められた措置			計 (調査事案数)
		文書指導	事業計画 変更	勧告・許可 取消処分	
未着手事案	38	28	3	0	68
遅延事案	51	24	21	0	93
原状回復未了事案	9	2	6	0	16
計	98(55.4)	54(30.5)	30(16.9)	0	177

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 () 内は、各事案数の調査対象事案数 (177 件) に対する割合である。
- 3 同一事案に対し、文書指導及び事業計画変更の両方が行われているものがあるため、各類型の合計と「計」欄は一致しない。

調査対象機関では、文書指導や事業計画変更等の措置を実施していない理由について、「事業計画期間を超過している場合は、厳密には許可条件違反となるが、事業計画変更により事業計画期間を延長しようにも、申請者において事業完了時期のめどが立たない上、転用事業が進捗しない理由は主に経済的事由であり、必ずしも申請者の責に帰することができないことから、文書指導や勧告等は困難である」、「転用事業者から事業進捗状況報告書が提出されない場合は、文書指導を行うことが基本となるが、一方で、転用事業者の責に帰すことのできない社会経済情勢の変化や、事案の悪質性なども考慮しつつ、一定の裁量の範囲で、当該報告書の提出時期を遅らせる場合もあるものと理解している。また、未着手及び施工中の事案については、転用事業者の是正意思を考慮しつつ、最も適切と考えられる是正方法を選択している」等としている。

しかし、上記 98 件について、①未着手事案は事業計画に定められた転用事業の着手予定日から当省の調査時点 (平成 23 年 10 月 1 日) までの経過期間を、②遅延事案及び原状回復未了事案は事業計画に定められた転用事業の完了予定日から当省の調査時点 (同) までの経過期間をそれぞれみたところ、表 7 のとおり、経過期間が長期にわたり許可時の事業計画から大きく逸脱したのもみられる。

表7 転用事業が進捗していないにもかかわらず文書指導や事業計画変更等の措置が講じられていない 98 事案に係る転用事業の完了予定日等からの経過期間の状況

(単位：件)

類 型	6 か月 以下	6 か月超 1 年以下	1 年超 2 年以下	2 年超 3 年以下	3 年超 4 年以下	4 年超 5 年以下	5 年超 6 年以下
未着手事案	2	0	6	4	8	4	4
遅延事案	4	4	8	3	8	9	3
原状回復未了事案	1	0	2	1	2	2	1
計	7	4	16	8	18	15	8

類 型	6 年超 7 年以下	7 年超 8 年以下	8 年超 9 年以下	9 年超 10 年以下	10 年超	不明	計
未着手事案	0	0	0	0	9	1	38
遅延事案	0	0	0	0	12	0	51

原状回復未了事案	0	0	0	0	0	0	9
計	0	0	0	0	21	1	98

(注) 1 当省の調査結果による。

2 未着手事案 38 件のうち 1 件は、文書保存年限を経過しているとして事業計画が残されておらず許可時の転用事業の着手時期が不明となっており、経過期間を算出できなかったものである。

中には、①農業用施設の建設を目的として転用許可を行った第 1 種農地が長期間駐車場として利用されているなど、転用事業が長期にわたり遅延した結果、許可時の転用目的と異なる目的に無断で供されているもの（2 件）、②転用目的の達成がもはや困難と認められるにもかかわらず長期にわたり事業計画変更等の必要な措置を講じていないもの（2 件）もみられた。

表 1-(4)-⑱

表 1-(4)-⑲

【所見】

したがって、農林水産省は、違反転用を抑制し優良農地を保全する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県（注 1）及び農業委員会（注 2）に対し処分等による違反転用への対応の徹底について指導し、都道府県等による指導・勧告や処分の適切かつ厳格な実施を確保すること。
- ② 違反転用事案の発生・継続状況等の的確な把握に資するため、都道府県及び農業委員会に対し、農業委員会から都道府県への違反転用事案の迅速な報告及び違反転用事案に係る指導経過等関係資料の作成・保管を徹底するよう指導すること。
- ③ 地方農政局等、都道府県及び農業委員会において、転用許可時に付した条件に基づく転用事業の進捗状況の把握・管理及び事業計画どおりに進捗していない事案に対する厳格な指導を徹底すること。

(注) 1 当該都道府県から地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づく特例条例により農地転用許可事務の処理について委任を受けている市町村及び当該市町村から同法第 180 条の 2 の規定に基づき同事務の処理について再委任を受けている農業委員会を含む（②及び③においても同じ。）。

2 当該市町村から農地転用許可事務の処理について再委任を受けている農業委員会を除く（②及び③においても同じ。）。